

視察報告書

会派 誠の会 若林 真一

視察先 兵庫県 小野市

視察項目 小野市手話、要約筆記、点字等意思疎通促進条例について

視察日 平成 30 年 10 月 18 日 木曜日

条例の概要

1 条例名 小野市手話、要約筆記、点字等意思疎通促進条例

2 施行 平成 28 年 4 月 1 日

3 構成 (1) 12 条で構成

(2) 前文・手話を言語として確立する

障がい者が必要とする手話、要約筆記、点字等の意思疎通手段の普及を促進することにより、全ての市民がお互いに人格と個性を尊重し、支えあいながら自分らしく豊かに暮らすことができる地域社会を構築する

制定までの経過

平成 26 年 12 月議会において、小野市聴覚がい者協会が提出した「手話言語法」の制定に関する意見書の提出が採択された

その後、同協会が「手話言語条例」の制定を市に要望した

その要望を受け、平成 27 年 3 月から市と協会による協議を開始した

条例の制定にかかる市の方針等

(1) 障がい者の現状と課題

障がい者は、障害の部位・程度に関わらず、様々な困難な状況の中、自立に向け、努力を行ってきたが、健常者にはなかなかその状況が理解されない聴覚・難聴・視覚障がい者は、他の外部障がいの方のように動作等に問題はないが、生活に必要な耳や目からの情報の収受やコミュニケーションに課題がある

市としては、聴覚、視覚障がい者への支援として、手話通訳者、要約筆記者、点字通訳者、の養成講座等を行ってきた

現状としては、その意思疎通手段である手話言語、要約筆記、点字について、健常者の一般的な理解や普及状況は、高いとは言えない

(2) 条例のめざす障がい者と健常者の共生社会

聴覚障がい者にとって、手話は重要な言語であるが、歴史的に「手話は言語である」ことが認められてこなかった

手話は言語であることを確認した上で、手話の普及や市民への理解をめざす

手話と同様に、難聴者にとっては要約筆記が、視覚障がい者にとって点字が、

重要なコミュニケーション方法である
このように重要な要約筆記・点字等の普及も図る
障がい者に対する市民の理解と共生をめざす

所感

条例の制定は必要だが、条例が形骸化されないように状況をよく確認して時代に即した効果があるものにしなければいけない

聞こえる、聞こえないを超えて皆が理解できる松本市にしていく必要がある。それは手話を日常使える事ではなく 手話が言語である認識を持ってほしい

小学4年生に福祉体験教育をしていて、そこには手話・点字・視覚障がい者ガイドヘルパーの教育は、松本市でも行ってほしい

小学生でもわかるようなパンフレットを作成しており、これについても手話などの理解・普及になると思う

松本市も各団体と話し合いより良い条例の制定をしてほしい

手話だけではなくコミュニケーション条例にする方向で考えをめぐらす必要がある

それには健康寿命延伸都市として、菅谷市長自らの発信が重要である

条例も大事ではあるが、まずは市民の理解が必要です

以上